

産業廃棄物に係わる分析

株式会社サイエンス
 静岡県葵区瀬名中央1-7-55
 電話：054-261-8212
 FAX：054-262-3798
 E-mail：science@vcs.wbs.ne.jp
 http://www.science-c.co.jp

産業廃棄物が**特別管理産業廃棄物**に該当するか否かを判別するために分析が必要となります。

分析の結果が判定基準から外れたものは、**特別管理産業廃棄物**として扱われます。

産業廃棄物の試験検査は、**排出事業者が年1回以上行う**必要があります。

産業廃棄物分析は、サイエンスまでお気軽にご相談ください。

特別管理産業廃棄物に係る判定基準

	溶出試験物質				含有試験物質	
	汚泥	燃え殻	ばいじん	鉱さい	廃酸 廃アルカリ	廃油
水素イオン濃度指数 (pH)	-	-	-	-	*1)	-
アルキル水銀化合物	不検出	-	不検出	不検出	不検出	-
水銀又はその化合物	0.005	-	0.005	0.005	0.005	-
カドミウム又はその化合物	0.3	0.3	0.3	0.3	1	-
鉛又はその化合物	0.3	0.3	0.3	0.3	1	-
有機燐化合物	1	-	-	-	1	-
六価クロム又はその化合物	1.5	1.5	1.5	1.5	5	-
砒素又はその化合物	0.3	0.3	0.3	0.3	1	-
シアン化合物	1	-	-	-	1	-
PCB	0.003	-	-	-	0.03	含有
トリクロロエチレン	0.3	-	-	-	3	含有
テトラクロロエチレン	0.1	-	-	-	1	含有
ジクロロメタン	0.2	-	-	-	2	含有
四塩化炭素	0.02	-	-	-	0.2	含有
1,2-ジクロロエタン	0.04	-	-	-	0.4	含有
1,1-ジクロロエチレン	0.2	-	-	-	2	含有
シス-1,2ジクロロエチレン	0.4	-	-	-	4	含有
1,1,1-トリクロロエタン	3	-	-	-	30	含有
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	-	-	-	0.6	含有
1,3-ジクロロプロペン	0.02	-	-	-	0.2	含有
ベンゼン	0.1	-	-	-	1	含有
チラウム	0.06	-	-	-	0.6	-
シマジン	0.03	-	-	-	0.3	-
チオベンカルブ	0.2	-	-	-	2	-
セレン又はその化合物	0.3	0.3	0.3	0.3	1	-
ダイオキシン類 (含有量TEQ/g)	3ng	3ng	3ng	3ng	100pg	-
引火点 (°C)	-	-	-	-	-	*1)

注1 *1) 廃酸・廃アルカリは $pH \leq 2$ または $12.5 \leq pH$ 、廃油 $\leq 70^\circ C$ 、その他は関連の判定等で必須項目

注2 (単位はmg/L) 数値以下で判定。不検出は0.0005/L未満

注3 参考：汚泥 含水率85%以上、燃え殻、熱灼減量10%以上、全油分5%以上。

産業廃棄物に係る分析項目等

	廃棄物の種類					
	汚泥	燃え殻	ばいじん	鉱さい	廃酸 廃アルカリ	廃油
水素イオン濃度指数 (pH)	○				○	
アルキル水銀化合物	△注1		△注1	△注1	△注1	
水銀又はその化合物	○		○	○	△注2	
PCB	△注2				△注2	
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	△注2	
鉛又はその化合物	○	○	○	○	△注2	
有機燐化合物	△注2				△注2	
六価クロム又はその化合物	○	○	○	○	△注2	
砒素又はその化合物	○	○	○	○	△注2	
シアン化合物	○				△注2	
トリクロロエチレン	△注2				△注2	
テトラクロロエチレン	△注2				△注2	
ジクロロメタン	△注2				△注2	
四塩化炭素	△注2				△注2	
1,2-ジクロロエタン	△注2				△注2	
1,1-ジクロロエチレン	△注2				△注2	
シス-1,2ジクロロエチレン	△注2				△注2	
1,1,1-トリクロロエタン	△注2				△注2	
1,1,2-トリクロロエタン	△注2				△注2	
1,3-ジクロロプロペン	△注2				△注2	
チラウム	△注2				△注2	
シマジン	△注2				△注2	
チオベンカルブ	△注2				△注2	
ベンゼン	△注2				△注2	
セレン又はその化合物	△注2	△注2	△注2	△注2	△注2	
ダイオキシン類 (含有量TEQ/g)	△注3	△注4	△注4			
含水率	○					
熱灼減量		○				
油分	○					
引火点 (°C)						○

1 産業廃棄物の試験検査は、**排出事業者が年1回以上**行うものである。

2 ○印は、必ず実施すべき項目を示す。

3 △印は、次により省略することができる。

(注1) 総水銀が検出されなければ省略することができる。

(注2) 政令で定める事業所（特定排出事業所）に該当しない場合であって、製造過程等発生フローからみて含有のおそれがないものについては、省略することができる。

(注3) 産業廃棄物である特定施設において産業廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥（排ガス洗浄施設から排出されたものに限る）に該当しないばいじんについては省略することができる。

(注4) 廃棄物焼却炉である特定施設において産業廃棄物の売却に伴って生じたばいじん（集じん施設によって集められたものに限る。）又は燃え殻に該当しない場合については、省略することができる。

5 政令第2条第13号に掲げる廃棄物については、処理前の廃棄物に準じて取り扱うこと。

6 **過去3年以内の分析値が基準の1/2以上であった項目については、搬出時ごとに分析すること。**

7 前項の規定にかかわらず、次の汚泥分析は省略することができる。

(1) 食品製造業から排出される汚泥およびガソリンスタンドの洗車汚泥については、含水率及び油分以外は省略することができる。

(2) 動物のふん尿処理施設、土木建設工事、浄水場及び生コン製造施設から発生する汚泥については含水率以外は省略することができる。

(3) クリーニング業から排出される蒸留残さ汚泥及び廃油については、全項目省略することができる。

(4) 鋳物廃砂については、全項目省略することができる。

8 製造過程等発生フローからみて含有のおそれがないものと認められる項目、または、排出時の性状、状態が購入時と変化しない廃棄物（バッテリー、試薬等）については、廃棄物リサイクル室及び関係保健所と協議の上、省略することができる。